来署によるご相談は、事前予約を！お願いします

税務署では、納税者の皆様をお待たせしないよう、面接相談の事前予約制を実施しております。

電話での回答が困難な相談内容（具体的に書類や事実関係を確認する必要がある場合など）については、所轄の税務署において面接相談をお受けしております。

面接相談を希望される方は、所轄の税務署に電話で相談日時を予約してください。予約の際、名前・住所・相談内容をお伺いし、相談日にお持ちいただく書類等をお伝えします。

なお、税金の納付相談や確定申告会場へお越しいただく際には、事前の予約は必要ありません。

税務署へ電話 ➡ 自動音声案内「2」を選択 ➡ 税務署「相談の予約をしたい」とお伝えください。

電話の前に検索！

国税庁ホームページでは、国税に関する情報を検索したり、申告書・届出書等の様式を入手することができます。

また、よくある国税のご質問に対する一般的な回答は、タックスアンサーに掲載していますので、是非ご利用ください。

STEP 1 国税庁HPの「タックスアンサー」にアクセス

www.nta.go.jp

国税庁 タックスアンサー 検索

STEP 2 調べたい「税金の種類」をクリック

大阪国税局・税務署

(2019.6)

～税務署からのお知らせ～

国税に関する一般的なご相談は
電話相談センターへ

電話相談センターでは、税務に精通した国税局の職員がお答えします。

Step1

最寄りの税務署へ電話をかけます

堺 税 務 署　TEL 072-238-5551

（受付　8時30分～17時　土・日・祝日及び年末年始を除く。）

Step2

音声案内に従い 1 番を選択

1　電話相談センター

2　税務署からのお尋ね・税務署での面接相談の事前予約等

3　消費税の軽減税率制度についてのご相談等

なお、9時～17時（土・日・祝日を除く。）は、以下の専用ダイヤルを設けて受け付けています。

「消費税の軽減税率制度についてのご相談等」専用ダイヤル	0120-205-553

※　所得税等の確定申告期は、0番に確定申告に関するご相談等が追加されます。

Step3

音声案内に従い相談内容を選択

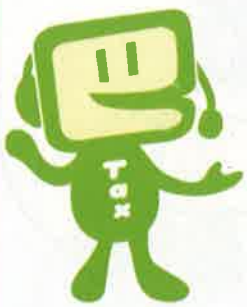

1　所得税

2　源泉所得税・年末調整・支払調書

3　譲渡所得・相続税・贈与税・財産の評価

4　法人税

5　消費税・印紙税

6　その他